

人事行政の運営等の状況について

武雄市における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

●職員の競争試験の状況（平成18年度）

区 分	申込者数	受験者数(A)	最終合格者数(B)	競争率(A)/(B)
一般事務	136名	118名	5名	23.6倍
土木	6名	6名	1名	6.0倍
薬剤師	3名	3名	1名	3.0倍
看護師	15名	15名	9名	1.7倍
理学療法士	4名	4名	1名	4.0倍
特定任期付	4名	4名	0名	—
計	168名	150名	17名	8.8倍

(注)最終合格者は、平成19年度(平成19年4月1日付)で採用しています。

●職員の採用の状況（平成18年度）

区 分	競争試験			選考試験		
	男性	女性	計	男性	女性	計
職 種						
医 師				2名	1名	3名
看 護 師		7名	7名			
計		7名	7名	2名	1名	3名

●職員の退職の状況

(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

区 分	男 性	女 性	計
定年退職	6名	4名	10名
勸奨退職	5名	5名	10名
そ の 他	3名	14名	17名
計	14名	23名	37名

●部門別職員数の状況

区 分	職 員 数	
	H19.4.1	
一 般 行 政	議 会	6
	総 務	101
	税 務	34
	労 働	1
	農 林	21
	商 工	13
	土 木	42
	民 生	70
	衛 生	28
	小 計	316
	特 別 行 政	教 育
公 営 企 業 等	病 院	105
	水 道	15
	そ の 他	27
	小 計	228
合 計	544	

(注)1. 職員数は、一般職に属する職員(教育長を含む。)の数であり、地方公務員の身分を保有する休職者を含み、日々雇用職員と非常勤職員を除きます。
2. 職員定数は、586名です。

2. 職員の給与等の状況

●人件費の状況

(平成18年度普通会計)

住民基本台帳人口 (H19. 3.31現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
52,231人	19,395,102千円	339,134千円	4,315,295千円	22.2%

(注)1. 普通会計には、一般会計と土地地区画整理事業特別会計を合わせています。
2. 人件費には、市長など三役、市議会議員、その他各種委員等の特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

●職員給与費の状況

(平成19年度普通会計当初予算)

職員数 (A)	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末勤勉手当	計 (B)	
396人	1,649,544千円	509,948千円	675,757千円	2,835,249千円	7,160千円

(注)1. 職員数には、病院職員、水道課職員、競輪事業課職員、国保事務職員は含みません。
2. 職員手当には、退職手当を含みません。

●職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（平成19年4月1日現在 給与実態調査）

区 分	一 般 行 政 職		技 能 労 務 職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
武雄市	351,300円	44歳 1月	344,800円	51歳 3月

(注)1. 市の一般行政職とは、全職員から病院職員、水道課職員、税務課職員、栄養士、看護・保健師、技能労務職員を除いた職員です。

●職員の初任給の状況

(平成19年4月1日現在)

区 分	武 雄 市		国		
	決定初任給	採用2年経過日の給料月額	決定初任給	採用2年経過日の給料月額	
一般行政職	大学卒	170,200円	182,200円	170,200円	182,200円
	高校卒	138,400円	146,700円	138,400円	146,700円

●職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成19年4月1日現在 給与実態調査）

区 分		経験年数10年 (9年～11年)	経験年数15年 (14年～16年)	経験年数20年 (19年～21年)
		一般行政職	大学卒	264,961円
	高校卒	—	270,842円	300,360円
技能労務職	高校卒	—	—	—

(注)1. 経験年数とは、市職員としての在職年数及び採用までに前歴のある者は前歴換算後の年数を加えたものです。
2. 給料月額は、該当職員が4人以上いる階層を掲げたものであり、空欄は4人に満たないために記載していません。

●一般行政職の級別職員数の状況 (平成19年4月1日現在)

級	標準的な職務	職員数(人)	構成比(%)
7級	部長	12	3.8
6級	課長	12	3.8
5級	課長・課長代理・主幹	76	24.1
4級	課長代理・主幹・係長・副主任・主任	53	16.8
3級	係長・副主任・主任・職員	130	41.3
2級	職員	21	6.7
1級	職員	11	3.5
計		315	100.0

(注)1. 武雄市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

●職員手当の状況

① 期末勤勉手当 (平成19年4月1日現在)

支給期	武雄市		国	
6月期	(期末手当) 1.40月分	(勤勉手当) 0.725月分	(期末手当) 1.40月分	(勤勉手当) 0.725月分
12月期	1.60月分	0.725月分	1.60月分	0.725月分
計	3.00月分	1.45月分	3.00月分	1.45月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	

② 退職手当 (平成19年4月1日現在)

勤続期間	武雄市		国	
	(自己都合) 23.5月分	(勸奨・定年) 30.55月分	(自己都合) 23.5月分	(勸奨・定年) 30.55月分
勤続20年	23.5月分	30.55月分	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分

③ 特殊勤務手当 (平成18年度決算)

職員全体に占める手当支給職員の割合	7.7%	
支給対象職員1人当たり平均支給年額	52,766円	
手当の種類(手当数)	10	
代表的な手当の名称	支給額の多い手当	社会福祉業務手当
	多くの職員に支給されている手当	市税徴収事務手当 競輪開催業務手当

(注)病院職員関係分は含みません。

④ 扶養手当、住居手当、通勤手当 (平成19年4月1日現在)

	内 容	国の制度との異同
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給	同
住居手当	借家又は所有する住宅に居住する職員に対して支給	同
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関又は交通用具を利用して通勤する職員に対して支給	同

⑤ 時間外勤務手当 (平成18年度決算)

平成18年度	支給総額	121,350千円
	職員1人当たり支給年額	300千円

(注)病院職員関係分は含みません。

●特別職の報酬等の状況

(平成19年4月1日現在)

区 分	給 料 月 額	区 分	報 酬 月 額
給 料	市 長	報 酬	議 長
	副 市 長		副 議 長
			議 員
期 末 手 当	6月期 1.6月分	12月期 1.75月分	計 3.35月分

3. 職員の勤務時間及び休暇に関する勤務条件の状況

●職員の勤務時間 (一般職の標準的なもの)

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休 憩 時 間
40時間	午前8時30分	午後5時15分	午後12時15分から午後1時まで

●年次有給休暇の取得状況 (平成18年)

総付与日数(A)	総使用日数(B)	対象職員数(C)	平均取得日数(B)÷(C)	取 得 率(B)÷(A)
12,017日	2,693日	306人	8.8日	22.4%

※対象職員は、全期間を在職した市長部局の職員

●時間外勤務及び休日勤務等の状況

(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

時間外・休日勤務総時間数	職員一人当たりの時間外勤務平均時間数
41,163時間	101.9時間

※医療職員を除く

●休暇等の状況

休暇の種類	休暇等の期間	摘要
年次休暇	1年につき20日間	
公務災害休暇	医師の証明等により必要と認める期間	公務災害であると認定され、勤務することが困難な場合
結核性疾患休暇	・勤務年数1年未満の者 6月以内 ・1年以上5年未満の者 1年以内 ・5年以上の者 1年6月以内	
病気休暇	引き続き90日以内	公務災害以外の負傷や病気により勤務が困難な場合
生理休暇	3日以内	生理日の勤務が著しく困難な職員が請求した場合
産前及び産後通院休暇	その都度必要と認められる時間 ・妊娠7月までの期間 4週間に1回 ・妊娠8月から9月までの期間 2週間に1回 ・妊娠10月から分べんまでの期間 1週間に1回 ・産後1年までの期間 1回	妊娠中又は産後1年以内の女子職員が保健指導又は健康診査を受ける場合
産前及び産後休暇	産前 8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)以内 産後 8週間	
育児休暇	1日2回それぞれ30分 (男性職員の場合は当該子の母親との調整がある)	生後1年に達しない子を育てている職員が、その子を保育するため請求した場合
慶弔休暇	忌引 死亡した者により10日から1日の連続する日数 父母の祭日 1日 婚姻 7日	親族が死亡した場合。職員が結婚した場合
出産補助休暇	2日の範囲内の期間	職員が配偶者の出産により退院の付添い等に従事するため休暇を請求した場合
夏季休暇	7月1日から9月30日までの期間に、原則として連続する3日の範囲内の期間	
骨髄移植のための休暇	必要な検査、入院等に要する期間	職員が骨髄移植のための骨髄液を提供するために休暇を請求した場合
ボランティア休暇	1年に5日を超えない範囲内	職員が報酬を得ないで被災者、障害者等に対する支援活動などを行う場合
子の看護のための休暇	1年に5日を超えない範囲内	小学校就学前の子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合
配偶者出産時育児休暇	産前6週間(多胎妊娠の場合14週間)から産後8週間までの期間において5日の範囲内	配偶者が妊娠・出産期にある職員が当該出産に係る子又は小学校就学前の子の育児を行うため請求した場合
育児休業	子が生後3年に達する日までの間で承認された期間	職員が3歳に満たない子を養育する場合。休業期間は無給
介護休暇	連続する6月の期間内	職員の配偶者、子、父母等で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者を介護する場合。無給
その他の特別休暇	勤務しないことがやむを得ないと認められるときに、その都度必要と認める期間。 ただし、住居滅失等は1週間を超えない範囲内。	・感染症等予防のため法により交通制限又は遮断があった場合 ・天災等による出勤することが著しく困難であると認められる場合 ・天災等により職員の現住居が滅失又は損壊した場合 ・証人、鑑定人、参考人等として官公署等に出席する場合 ・選挙権等公民権を行使する場合 ・所轄庁の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部が停止される場合

●育児休業の状況 (平成18年度)

区分	男性	女性
育児休業の承認件数	0件	17件
育児休業期間延長の承認件数	0件	0件

4. 職員の分限及び懲戒処分状況

●分限処分者数 (平成18年度)

区分	降任	免職	休職	降給	計
勤務成績が良くない場合	-	-	-	-	0人
心身の故障の場合	-	-	3人	-	3人
職に必要な適格性を欠く場合	-	-	-	-	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	-	-	-	-	0人
刑事事件に関し起訴された場合	-	-	-	-	0人
合計	0人	0人	3人	0人	3人

●懲戒等処分者数（平成18年度）

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
法令に違反した場合	-	1人	-	-	1人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	-	2人	-	-	2人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	4人	1人	-	1人	6人
合 計	4人	4人	0人	1人	9人

5. 職員の営利企業等従事許可等に関するサービスの状況

●営利企業等従事許可の状況（平成18年度）

営利企業等の従事の内容	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、顧問、評議員及び当該会社、団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合	-
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	-
報酬を得て事業もしくは事務に従事する場合	3件
計	3件 (武雄市観光PR事業)

6. 職員の研修の状況

●研修の状況（平成18年度）

区 分	研 修 内 容	受 講 者 数
階層別研修	新採、一般職員研修（初級）	28名
特別研修	全職員研修	1,134名
派遣研修	市町村職員中央研修所、民間企業等	11名
	県市長会主催研修	28名
実務研修	法制執務研修、ホームページ研修等	11名
合 計		1,212名

7. 職員の健康管理等に関する福祉の状況

●職員の健康診断の状況（平成18年度）

区 分	受 診 者
定期健康診断	366名
人間ドック	174名
胃がん検診	47名
結核・肺がん検診	440名
婦人検診	3名
VDT検診	87名

●職員の福利厚生

武雄市職員互助会への助成金 3,000,000円（平成19年度）

- ・ 地域行事等の参加に係る費用に対する補助
- ・ 職員親睦スポーツ大会等の経費に対する補助
- ・ 市職員クラブへの補助



藤 井

8. 職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立等の利益の保護の状況

●勤務条件に関する措置の要求の状況（平成18年度） 該当なし

●不利益処分に関する不服申立ての状況（平成18年度） 1件（懲戒処分）

武雄市民病院の改革に向けた市の見解

市民病院は、平成12年2月、国立武雄病院の経営を引き継ぎ開院いたしました。医師をはじめとする病院職員の努力により、市民の皆様の信頼を確立してきてと考えております。

しかし、現在の市民病院には、4つの課題があると考えています。

① 医師の招聘や看護師の採用が難しい状況におかれている。

② 立地条件が悪い。

③ 診療科目が十分でない。

④ 国は、公立病院の経営移譲も含めた抜本的な経営改革を求めている。

これらの課題を解決していくことは、市民の命と健康を守ることに繋がると考えています。

市民病院の経営改革に向けては、本年6月から市民病院経営改革基本方針の策定に取り組み、市民病院の課題点等を検討しその対策を取りまとめました。これら4つの課題を解決していくには、経営改善の実施、公立病院の再編・ネットワーク化計画及び新たな経営形態の検討を進め、市民病院の経営改革を進めていくことが重要であると考えております。

極めて厳しい経営環境にある

市民病院の経営形態については、市直営が望ましいと思っておりますが、医師を始めとする医療スタッフの充実が厳しい状況下にあつては、市民病院の機能を十分発揮することは難しいと判断しています。今後の経営形態については、議会や市民の意見、医療や経営に知見を有する方々などのご意見を踏まえ、新たな経営形態を検討する所存です。

いずれにしても、市民の医療・福祉の維持向上の観点から、適切に判断する必要があると考えています。

【主な取り組みの経過】

- 平成17年10月 経営診断業務委託（平成18年2月報告）
- 平成18年5月 経営改善業務委託（平成18年9月報告）
- 平成19年6月 市内に経営検討委員会設置・検討開始
- 平成19年11月 経営改革基本方針（案）策定
- 平成19年12月 行政問題専門審議会意見書提出
- 平成19年12月 武雄市民病院問題調査特別委員会が設置される